

# 令和6年度 第2回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年5月20日（月） 午後2時30分から午後3時30分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか  
（主査）増尾 尚之  
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第6号】 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（素案）について 〈審議結果：承認〉
- 【議案第7号】 令和6年度最適化活動の目標の設定等（素案）について  
〈審議結果：承認〉
- 【議案第8号】 農地法第3条許可申請の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第9号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第10号】 非農地証明書交付の件 〈審議結果：承認〉

- 【報告第5号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件  
【報告第6号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件  
【報告第7号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。  
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、8番 亥野委員 と9番 芝辻委員を議事録署名委員に指名します。  
それでは、これより議案の審議に入ります。  
議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(素案)について」と、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(素案)について」につきましては、関連していますので、一括して上程します。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号と第7号については、関連していますので一括して説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
まず、概要を説明いたします。議案第6号については、令和5年度中に農業委員会による最適化活動の目標を設定したことについて、設定した目標の達成状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することが求められています。  
また、議案第7号については、令和5年度の目標の達成状況を踏まえて、令和6年度の目標を設定することになります。  
**【議案第6号資料説明】**  
なお、資料5ページの**【推進委員等の点検・評価結果】**については、月8日間活動するという基準が国より設定されているため、「目標に対して期待を(やや)下回る結果」となっております。月8日間という基準がありますので、農地の見回りや相談などがありましたら活動記録カードに記載して、提出していただきますようお願いします。  
引き続きまして、「議案第7号」と右上に書かれている資料『令和6年度最適化活動の目標の設定等』(素案)をご覧ください。  
**【議案第7号資料説明】**  
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
- 委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（素案）について」と、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（素案）について」につきましても、承認し公表することにして御異議ございませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないようですので、議案第6号、及び議案第7号につきましても、承認し公表することとします。

事務局 続きまして、議案第8号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号について説明いたします。

【議案書朗読】

今回の申請農地は資料のとおりです。

次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、原則申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。

--- 資料朗読 ---

本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案第8号の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

亥野委員、お願いします。

亥野委員 議案第8号についてご説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対して、御質問、御意見はありますか。

委員 （質問、意見なし）

議長 なければ、議案第8号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましても、許可することにして、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないようですので、議案第8号につきましても、許可することとします。

続きまして、議案第9号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号について説明いたします。

【議案書朗読】

議案の内容について説明いたします。申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。  
次に、地元委員の説明をお願いします。  
奥村委員、お願いします。

奥村委員 申請農地については、配布の地図のとおりです。  
これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。  
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。  
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第9号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第9号につきましては、交付することとします。  
続きまして、議案第10号「非農地証明書交付の件」を上程します。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号について説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
それでは、資料「西宮市農業委員会事務取扱要領（第9条抜粋）」をご覧ください。  
非農地である旨の証明の願出ができるのは、事務取扱要領第9条の各号いずれかに該当する場合のみとなります。  
申請農地につきましては、農業委員3人及び事務局による現地調査により、現況が一体として山林であることを確認しました。したがって第9条第4号（ア）に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。  
次に、地元委員の説明をお願いします。松本（強）委員、お願いします。

松本(強)委員 議案第10号についてご説明いたします。  
申請農地については、配布の地図のとおりです。  
申請地については、樹木で覆われており、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。  
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

奥村委員 少しよろしいでしょうか。以前より課題となっておりますが、農地としてチェックが入っていないことから、山林となっているのではないですか。今後も同様の案件が出てくると思いますが、チェックはどう考えておりますか。

事務局 これまで農地パトロールで使用していた地図の精度が高くなかったことも、山林化が進むまでに農地の状況を把握できなかった一因と考えます。現在は、精度を高めた地図を農地パトロールで使用しており、山林化が進まないよう取り組んでいるところです。

議長 農地が山林化するまでに、地元の農業委員がちゃんと見回りをしているのか。  
見回りのときにそのあたりをよく確認するよう、委員の皆さんにはお願いする。  
他にご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第10号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、交付することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第5号「農地法第4条第1項第7の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第5号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。

本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第6号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第6号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地法施行規則第29条第1号についてご説明します。

耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合は、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。

当該届出は、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第7号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第7号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 3 0 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

---

(委員)

---

(委員)

---